

答 申 第 1 号

令和4年10月11日

国分寺市長 井 澤 邦 夫 様

国分寺市障害者施策推進協議会

会長 大 塚 晃

答 申 書

令和4年6月23日付け諮問第1号により諮問のありました「国分寺市障害者計画，国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理，評価等に関する事」について，次のとおり答申する。

記

1 はじめに

令和4年度は，第4次国分寺市障害者計画（計画期間：令和3年度～令和8年度。以下「障害者計画」という。）・第6期国分寺市障害福祉計画・第2期国分寺市障害児福祉計画の進行管理，評価を行う初年度となる。

近年，福祉における総合的な流れとして，国は高齢者福祉，障害者福祉，児童福祉，生活困窮者支援などの制度・分野の枠や，「支える側」，「支えられる側」という従来の関係を超えて，人と人，人と社会がつながり，一人ひとりが生きがいや役割を持ち，助け合いながら暮らしていくことのできる，「地域共生社会」をコンセプトに掲げ，その具体化に向けた改革を進めている。

令和2年には，地域共生社会の実現に向けて，地域住民の複雑化・複合化し

た支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定された。

障害者福祉の分野では、国において「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」の議論が行われ、障害者総合支援法改正法施行後3年間の施行状況を踏まえ、見直しの基本的な考え方について、「1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり」、「2. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応」、「3. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現」の3つの柱に整理し、関係法令等の改正等の所要の措置を講ずることについて議論が進められている。

このような、障害のある人を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、新たな計画のもと、障害福祉施策の計画的な取組の推進を望む。

2 進行管理及び全体評価について

本協議会は、令和4年6月23日付け諮問第1号「国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理、評価等に関すること」を受け、障害者計画に基づく具体的な取組を示した障害者計画実施計画（計画期間：令和3年度～令和5年度。以下「実施計画」という。）に定められた事業並びに障害福祉計画及び障害児福祉計画に定められたサービス等に係る令和3年度実績について確認した。

実施計画の目標値と実績値の比較において、全体的にはおおむね「目標どおり進行している」と評価できるものである。ただし、一部の「やや取組が遅れ

ている」事業については、令和5年度の目標達成へ向け、引き続き取り組まれない。

障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）における成果目標の進捗状況についても全体的に「目標どおり進行している」と評価できるが、見込量に対する達成率が低い障害福祉サービス等については、原因を分析し、必要に応じて資源を増やしていくよう努められたい。

3 障害者計画実施計画基本目標別実績評価について

本節では、進行管理及び全体評価の結果を踏まえながら、各論として実施計画の基本目標の達成に向けた事業の実績について評価を行う。事業を推進するに当たっての参考とされたい。

(1) 「基本目標1：自分らしい暮らしへの支援体制づくり」

相談支援総合調整会議では、重層的支援体制整備事業の実施案の協議等、自分らしい暮らし、すなわち当事者が希望する生活しやすい暮らしへの支援体制づくりとして、相談支援体制の強化に向けた取組が行われた。障害者地域自立支援協議会では、新たな拠点機関を加える等、ネットワークの充実が図られた。また、本協議会の専門部会では、精神科医療機関と地域移行及び地域定着に関する協議を継続し、福祉と医療の連携が推進された。更に、医療的ケア児支援関係者会議では、保健・医療・福祉・教育等各分野の支援者が意見交換を行った。その他、精神障害者保健福祉手帳取得に係る診断書料助成が開始される等、障害のある人が個々のニーズに合わせて日常生活及び社会生活を送ることができるような体制整備が進められた。一方で、乳幼児健康診査、乳幼児育成事業及び歯科医療連携推進事業については、新型コロナウイルス感染症による休止期間の影響等もあり、受診率や実施回数の低下

等、やや取組が遅れているため、次年度以降、受診率等の向上や障害の早期発見及び対応に取り組まれない。

(2) 「基本目標 2 : 自分らしい社会参加や学びへの支援」

障害児保育事業においては、補助事業を継続して実施した。こどもの発達センターつくしんぼの相談・支援件数や、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者数が増加し、より多くの児童・保護者に個々の必要性に応じた支援が行われた。新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベントは中止となったが、くぬぎ教室やボッチャ指導は内容を工夫しながら行い、障害のある人の生涯学習、余暇活動の機会の拡充に取り組んだ。その他、障害児通所支援事業所連絡会では特別支援学校の見学・意見交換会の実施や、インクルーシブな公園の設置に向けた検討の準備が整えられる等、障害のある一人ひとりに応じた療育や教育体制の整備、生涯に渡る社会参加の促進につながった。次年度以降についても、障害児保育事業の体制強化に継続して取り組まれない。

(3) 「基本目標 3 : 自分らしい働きかたへの支援」

障害者就労支援センターの登録者数が徐々に増加しており、生活面も含めた就労相談の充実が図られている。障害者就労施設等の販路拡大のための商業施設での販売会の実施や、国分寺障害者施設お仕事ネットワークの価格表作成等、工賃の向上に繋がる福祉的就労の充実に向けた取組が行われた。一般就労に関する取組については、就労移行支援事業所連絡会で新たな実習先の開拓に取り組み、市役所での職場体験実習を積極的に実施する等の支援の拡大が進んだ。今後も、自立支援協議会就労支援部会等で関係機関の連携を深め、障害のある人がその人自身の個性を活かし、希望に沿った仕事に就き、

働き続けられるための、更なる支援の拡大に取り組みたい。

(4)「基本目標 4：共に生きる地域社会づくり」

手話通訳者養成講習会では、啓発講座が実施され、聴覚障害者、手話への理解を広げるための取組はあるものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により講習会の修了者数が減少する等、意思疎通支援の充実についてはやや取組が遅れている。国分寺市バリアフリー基本構想の策定とともに、バリアフリーマップが作成され、だれもが自由に外出し、行きたい場所に行ける環境を整備するための取組が進められた。成年後見活用あんしん生活創造事業の相談件数は増加しており、障害のある人の権利擁護のための制度利用支援が推進されている。また、障害者地域自立支援協議会の専門部会では、精神障害のある人の権利擁護について検討を進める等、障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られる体制整備が進められた。障害への理解促進についても、コロナ禍でも実施できる方法を工夫し、啓発活動を実施しているが、次年度以降、より広く市民が障害理解への関心を持つことができるよう、講演会の実施等に取り組むとともに、手話のできる市民の育成により、障害のある人の円滑な意思疎通の手段の確保に努められたい。更に、バリアフリー法に規定される特定事業計画を作成し、バリアフリーの環境整備に取り組まれたい。

(5)「基本目標 5：自立を支援する人づくり」

学校や保育所・学童保育所に従事する職員について、障害を理解し適切な配慮や支援が行えるよう特別支援教育に関する研修や保育所・学童保育所における障害児保育研修等が計画的に実施され、人材育成の取組が継続的に行われた。ガイドヘルパー養成研修の実施に向けた協議を関係機関と行い、専

門的な人材の確保に向けた取組が行われ、障害者地域自立支援協議会のニューズレターでは、主に支援者向けの情報発信を行う等、福祉を支える人材の養成・確保に向けた取組が推進された他、障害者団体への補助金の交付や懇談会の実施を通じ、障害当事者及び家族の支援を継続して行った。次年度以降、ガイドヘルパーの養成研修の実施等、人材の確保に向けた更なる取組を進められたい。

4 障害福祉計画等成果目標別実績評価について

本節では、障害福祉計画等の実績について評価を行う。障害福祉計画等に定める成果目標の達成に向け、事業の推進に当たっての参考とされたい。

(1) 成果目標①「福祉施設の入所者の地域生活への移行」

地域移行の受け皿となるグループホームの整備が着実に進んでおり、新規の施設入所者数は減少傾向にある。一方、施設から地域生活への移行者は少数に留まっているため、引き続き、施設入所者の状況を障害支援区分更新調査の機会等に把握し、基幹相談支援センター及び相談支援事業所等と連携しながら、地域移行を希望する者に対して、阻害要因の分析とその解消等必要な支援を検討することに努められたい。

(2) 成果目標②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

障害者地域自立支援協議会精神保健福祉部会において、長期入院患者の地域移行・地域定着のための支援体制について、精神科医療機関と協議を重ねるとともに、精神障害に関する普及啓発の取り組みや緊急時の支援についての検討等を行った。精神障害のある人が地域で安定した生活を送ることができるよう体制作りについて引き続き検討を重ね、地域での生活に必要な社

会資源やネットワークの構築・強化についてさらに推進に努められたい。

(3) 成果目標③「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」

地域生活支援拠点については、障害者地域自立支援協議会を活用しながら運用状況の検証・検討を行っているが、拠点機関を中心に地域資源であるサービス提供事業所等との連携体制を強化し、障害のある方が地域で安心して暮らしていけるよう、更なる機能の充実に取り組まれない。

(4) 成果目標④「福祉施設から一般就労への移行等」

新型コロナウイルス感染症拡大により一般就労への移行者数が減少していたが、雇用環境の改善に伴い、移行者数はほぼ目標と同等の数値まで増加している。今後は継続して働き続けられるよう定着支援の充実を図るとともに、障害者地域自立支援協議会就労支援部会を中心とした関係機関との連携強化により、更なる就労機会の拡大及び就労定着に向けた取組を推進されたい。

(5) 成果目標⑤「障害児支援の提供体制の整備等」

医療的ケア児支援の協議の場については、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関係機関との連携がさらに充実したものになるよう、コーディネーターの配置の検討も含め、今後も運営に努められたい。また、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援の更なる充実を図るため、相談支援体制の強化及び児童発達支援センターの設置に向けた検討を進められたい。

(6) 成果目標⑥「相談支援体制の充実・強化等」

地域生活支援拠点である基幹相談支援センター及び相談支援事業所が連

携して、支援困難事例等の課題検討を通じ情報共有を行う等、相談支援体制の充実・強化に取り組んでいる。一方、いわゆる 8050 問題など、複雑化・複合化する支援ニーズへの取組として、高齢者福祉、障害者福祉等の分野や世代を問わず、世帯を全体でとらえ、切れ目のない支援を行う相談支援体制が必要となっている。各分野と連携を行いながら、相談支援事業者の人材育成の支援等も含めた継続的な取組により、総合的・専門的な相談支援の更なる充実に努められたい。

(7) 成果目標⑦「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」

新型コロナウイルス感染症拡大により、一部の研修や指導検査が未実施となった。コロナ禍においても、障害のある人の多種多様なニーズに対応できるよう、関係機関と連携し、人材の育成及びサービスの質の向上に努められたい。

5 今後に向けて

以上が実施計画及び障害福祉計画等の令和 3 年度実績に対する本協議会の評価であるが、答申の結語として次の 2 点を付言する。

(1) 次期障害者計画及び障害福祉計画等の策定に当たっては、本答申を踏まえた丁寧なニーズ把握に努め、見込量の算定においてそのニーズが適切に反映されるよう努められたい。

(2) 計画の推進に当たっては、障害者地域自立支援協議会を活用し、地域の課題の共有や関係機関との連携に努め、着実に計画に掲げる目標が達成され

るよう具体的に施策の実施状況を把握し，効果的な進行管理を進められたい。

以 上